

構内指定喫煙所の移転について

【平成26年4月1日】

本学では、構内指定喫煙所1ヶ所を除き、キャンパス内全面禁煙としております。このたび、平成26年4月1日から事務局2号棟東側喫煙所(プレハブハウス内)へ構内指定喫煙所を移転します。

なお、喫煙マナーの悪化等、今後の状況変化によっては喫煙所を廃止することもありますので、指定喫煙所以外での喫煙、歩行喫煙、吸い殻のポイ捨て、灰皿周辺のゴミ放置等は絶対にしないでください。

また、教職員におかれましては、研究室所属学生、出入り業者、工事関係者等の外来者に対し、適宜、周知くださるようよろしくお願いします。

【健康増進法】

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

